

令和6年度 三木市社会福祉協議会 地域活動車（マイクロバス）の使用について

■マイクロバスは、地域福祉を推進するための事業や活動のために利用することができます。下記の項目に該当する使用目的のみ使用していただけます。

■車両は、赤い羽根共同募金で維持管理されています。

（1）使用目的

地域福祉を推進するための事業や活動に資するもの

- グループ員以外の特定対象者に対して
行う事業・行事
- 目標達成のために必要な学習
- 同じ目的で活動する県内グループとの
交流研修
- グループが行える技術等を活かし、
他者（グループ員以外）からの依頼に
対して行う事業・行事
- 障がい者団体の事業・行事
- 自治会が主催する事業・行事
- 小・中学校の総合学習（うち、福祉学習に限る）
- 社協が主催・共催・後援する事業のうち、
使用目的にあうもの



☆営利・娯楽等の目的での使用はできません。

以下の内容の場合、貸出ができないことがあります。

（例）事業や行事内容がグループ員だけの交流会や企業主催の事業等

（2）利用対象

- ① 社会福祉協議会の会員（当年度の団体会員等）であり、かつ下記のいずれかに
該当すること
- ② -1 自治会
- 2 福祉団体
- 3 公益ボランティア・市民活動団体組織
- 4 地方公共団体

(3) 運行基準

- 使用時間：7時間以内
- 運行範囲：兵庫県内および近隣府県
- 乗車人数：10名以上28名以内
- 駐車場の確保：配車場所、行先等の駐車場は必ず利用者が確保してください。
駐車場（配車位置）の調整は、本会では行いません。

(4) 利用の申し込み

- 令和6年4月～令和7年3月31日までの期間につき予約が可能。

①空き状況の確認

- 事前に希望する使用日の仮予約の電話もしくは社協窓口申し出ください。
- 翌月分の利用申し込みは、運転手の確保が難しい可能性があります。
貸出の相談は、お早めをお願いします。

②書類の提出

- 使用日の20日前（土日祝除く）までに、地域活動車使用申請書およびマイクロバス運行行程表を提出してください。
※別途、行事等のチラシの提出を依頼することがあります。
- 目的地・配車位置が分かりにくい場合、道路地図を添付していただきます。

(5) キャンセル連絡・行程表の変更について

- キャンセルは原則前日までに行ってください。万が一、当日キャンセルの場合は、所定の配車場所にバスが到着した際に、運転手へキャンセルを伝えてください。
- 利用当日の行程表の変更はできません。

(6) その他留意事項

- 使用団体の不注意により、車両に損傷を与えた場合、使用団体の責任において賠償等するものとします。
- 車内での喫煙、アルコール類の飲用および飲用しての乗車はできません。
- 使用時に発生した車内のゴミ類は、使用者が持ち帰りください。
- 車内には冷蔵庫はありません。
- 高速道路料金の支払いは、ETCカードを利用することができます。
事前に運転手にETCカード使用を申し出ください。
- 運転手へのご芳志・昼食等の提供はご遠慮させていただいています。

☆運転業務負担金

- 下記の負担をお願いします。（使用后1週間以内に納入してください）
- ・申請されたマイクロバス出発時点から到着までの実使用時間で計算します。
（30分 800円）

■ □問合せ先 □ ■

三木市社会福祉協議会 ☎ 0794-82-4043

※月～金（祝日除く）8：30～17：15